

答 申 第 1 号
令和8年5月20日

神戸市長
久元 喜造 様

神戸市公文書等管理委員会
委員長 丸山 敦裕

答 申

令和8年4月7日に貴職から諮問のありました「神戸市歴史公文書選別基準（案）」について、本委員会において審議した結果、下記のとおり意見を取りまとめましたので答申いたします。

記

1 神戸市歴史公文書選別基準（案）について

本基準案は、市政の適正かつ効率的な運営及び市民への説明責任を果たす観点から、歴史資料として重要な公文書を歴史公文書として選別する枠組みを示したものである。

その内容は、国のガイドラインや先行自治体の事例を踏まえたものであり、全体として妥当であると認められる。

2 運用に当たっての留意事項

歴史公文書選別基準の運用に当たっては、次の事項に留意されたい。

(1) 電子公文書の取扱い

ア 電子公文書については、紙文書と同様に選別対象とする考え方は適切である。一方で、物理的制約が小さいことから保存可能なものは広く保存するという考え方もあるが、長期保存に係る技術的課題も存在するため、国の動向を踏まえつつ、電子公文書の保存及び選別の在り方について継続的に検討されたい。

イ 電子公文書の移管にあたり、文書管理システムと歴史公文書館の資料検索システムが分離していることによる作業負担が想定される。そのため、将来的な利活用を見据え、文書作成段階から汎用性の高い形式を採用することに

ついて検討されたい。

(2) 選別体制の確保

既存の歴史公文書については、選別及び移管の作業量が膨大となることが想定されるため、計画的なスケジュールの設定及び実施体制の確保を行うこと。また、選別に当たっては、現行の所管課による一次判断を基本としつつ、公文書管理担当課及び歴史公文書館による複層的な確認体制を維持し、引き続き適切な運用を図ること。

(3) 保存期間の判断支援

公文書の保存期間区分における「重要」及び「特に重要」などの判断については、所管課が一義的に判断をすることとされているが、運用の統一性を確保する観点から、市のガイドラインにおいて判断の考え方を明示するとともに、必要に応じて助言を行うなど、適切な支援を行うこと。

(4) 個人情報を含む公文書の取扱い

個人情報を含む公文書については、プライバシー保護との調和を図りつつ、歴史的価値の観点から一律に排除することなく、慎重に選別を行うこと。また、将来的な研究や社会的検証に資する可能性を踏まえ、適切な管理の下で柔軟に対応することが望ましい。

3 委員会の審議経過

令和8年4月7日 神戸市公文書等管理委員会において審議

4 神戸市公文書等管理委員会委員名簿

委員長	丸山 敦裕
委員長職務代理者	海道 俊明
委員	河野 未央
委員	坂井 希千与
委員	福島 幸宏